

**第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の意見書記載について(お願い)**

◆第2号被保険者で介護保険を申請できる方

加齢に伴う身体上又は精神上の障害が政令で定める下記の**特定疾病**(16の疾病)によるものとされています。

◆特定疾病とは

特定疾病とは、心身の**病的加齢現象との医学的関係**があると考えられる疾病(介護保険法施行令第2条)であって次のいずれの要件をも満たすものとなっています。

- 1) 65歳以上の高齢者に多く発生しているが、40歳以上65歳未満の年齢層においても発生が認められる等、罹患率や有病率(類似の指標含む)等について**加齢との関係が認められる疾病**であって、その医学的概念を明確に定義できるもの。
- 2) 3～6か月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病。

《介護保険法施行令第2条で定める特定疾病》

①がん【末期】

※医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基

底核変性症及びパーキンソン病

⑬脳血管疾患

⑭閉塞性動脈硬化症

⑧脊髄小脳変性症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑨脊柱管狭窄症

⑯両側の膝関節又は両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

②関節リウマチ

⑩早老症

③筋萎縮性側索硬化症

⑪多系統委縮症

④後縦靭帯骨化症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性

⑤骨折を伴う骨粗鬆症

腎症及び糖尿病性網膜症

⑥初老期における認知症

【\*上記合併症のいずれかがあること】

※加齢に伴う特定疾病に該当しない場合、心身の状況に関わらず「非該当」になる場合があります。

◆主治医意見書記載にあたって

1. 傷病に関する意見

(1)診断名(特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1. に記入)及び発症年月日			
①	発症年月日	( 年 月 日頃)	
2.			日頃)
3.			日頃)
(2)症状と (「不安定」)			
生活機能低下の直接の原因となっている <b>上記①～⑯の特定疾病名</b> 及び <b>発症年月日</b> を「1.」欄にご記入ください			
(3)生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容 【最近(概ね6ヶ月以内)介護に影響のあったもの及び <b>特定疾病</b> についてはその診断の根拠等について記入】			
(1)診断名の「1」に記載した特定疾病の <b>診断上の根拠となる主な所見</b> をご記入ください			
(主治医意見書オモテ面の一部抜粋)			

※特定疾病の診断基準等につきましては、厚生労働省の「主治医意見書記入の手引き」、「特定疾病にかかる診断基準」をご参照ください。佐賀中部広域連合ホームページにも、資料として掲載しております。